

---

## 平成18年第1回(3月)南丹市議会定例会会議録(第2日)

平成18年3月3日(金曜日)

---

### 議事日程(第2号)

平成18年3月3日 午前10時開議

- 日程第1 報告第1号から報告第7号まで (市長提出)
- 日程第2 議案第1号から議案第15号まで (市長提出)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認について(南丹市における字の区域及び名称の変更について) (市長提出)
- 報告第2号 専決処分の承認について(条例の制定235件について) (市長提出)
- 報告第3号 専決処分の承認について(平成17年度暫定予算10件について) (市長提出)
- 報告第4号 専決処分の承認について(指定金融機関の指定について) (市長提出)
- 報告第5号 専決処分の承認について(収納代理金融機関の指定について) (市長提出)
- 報告第6号 専決処分の承認について(京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について) (市長提出)
- 報告第7号 専決処分の承認について(介護認定審査会事務の委託について) (市長提出)
- 日程第2 議案第1号 南丹市交通安全対策審議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第2号 南丹市行政改革推進委員会条例の制定について (市長提出)
- 議案第3号 南丹市特別職報酬等審議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第4号 南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について (市長提出)
- 議案第5号 南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について (市長提出)
- 議案第6号 南丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第7号 南丹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)

- 議案第 8号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 9号 南丹市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 10号 南丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 11号 南丹市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 12号 八木町老朽住宅除却促進事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 13号 美山町企業立地に関する条例を廃止する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 14号 介護認定審査会事務の委託について (市長提出)
- 議案第 15号 京都中部広域消防組合格約の変更について (市長提出)

#### 出席議員 (26名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

#### 欠席議員 (なし)

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	中 川 圭 一	教 育 長	齊 藤 進
参 与	奥 村 善 晴	参 与	國 府 正 典
参 与	浅 野 敏 昭	参 与	中 島 三 夫

総務部長	塩貝 悟	福祉部長	永塚 則明
事業部長	松田 清孝	福祉事務所長	永口 茂治
水道事業所長	井上 修男	教育次長	東野 裕和
総務財政課長	伊藤 泰行	企画情報課長	小寺 貞明
税務課長	橋本 早百合	合併調整室長	大野 光博
市民課長	吉田 進	健康課長	大内 早苗
土木建築課長	川勝 芳憲	都市計画課長	西岡 克己
農林商工課長	神田 衛	上水道課長	寺尾 吾朗
下水道課長	栃下 孝夫	教育総務課長	榎本 泰文
学校教育課長	勝山 美恵子	社会教育課長	波部 敏和
出納課長	寺尾 眞知子	農業委員会事務局長	川辺 清史

---

### 午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 報告第1号・報告第2号・報告第3号・報告第4号・報告第5号・報告第6号・報告第7号

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、報告第1号から第7号までを、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中川市長。

○市長（中川 圭一君） ただいま、上程いただきました専決処分の承認を求める件の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号、南丹市内における字の区域及び名称の変更につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、合併時において大字、小字の字句を削除して、従前の大字名の前に、合併時の園部町、八木町、日吉町、美山町の各町名をつけて、新市の新しい町名とする必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、平成18年1月1日付けで、専決処分を行ったものであります。

次に報告第2号、条例の制定235件につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、南丹市役所の位置を定める条例ほか234件の条例を制定しておく必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年1月1日

付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

次に報告第3号、平成17年度暫定予算10件につきましては、平成17年度南丹市一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計暫定予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

今回の暫定予算につきましては、皆様もご承知のとおり本年1月1日に園部町、八木町、日吉町、美山町が合併し、南丹市として発足したことによる予算であり、昨年9月7日付けで旧4町の所属長宛に、旧4町長の連盟による予算編成方針に基づき、編成されたものであります。編成方針の内容としては、平成13年8月の京都中部地域行政改革推進会議から広域合併の議論が始まり、時代の大きな変化にも対応できる行政組織と財政基盤の強化を図るため合意形成が得られたものであり、新市建設計画で示された将来像、ふるさとに誇りと希望を持ち、安心して暮らせるぬくもりのある町、農村にもう一度人が住み、若者が定住できる環境づくりの実現に向け、効率的でかつ効果的な町づくりを展開することなどに触れられております。また、平成17年度南丹市予算については年度途中の合併であるため、各町の予算残部分の持ち寄り予算とすることが述べられております。以上の方針により、歳入歳出総額123億4,000万円として編成されました一般会計暫定予算について、予算に関する説明書に沿って、歳出より主要内容を説明申し上げます。

最初に、議会費では議員活動費94万9,000円をはじめ、会議録作成費、議員報酬等で3,014万9,000円の計上となっております。また、旧町議会費では、本来旧町での支払い義務が生じたものの、合併により支払いを南丹市で行う必要があるものについて、252万9,000円の計上となっております。

次に、総務費については情報化推進費において、地域情報基盤整備事業で2億140万円、交通対策費においては山陰本線複線化整備事業で2億4,376万4,000円。4項選挙費、市長及び市議会議員選挙費で8,439万8,000円などが計上となっております。民生費、社会福祉費では、すこやか子育て医療助成事業で1,870万7,000円。生活保護費では生活保護費支給事業として、9,543万9,000円の予算となっております。農林水産費では緑資源機構営事業に3億6,276円1,000円等の計上となっております。商工費では、企業支援事業として、4,806万円などの予算計上であります。土木費では、土地区画整理事業で4億729万1,000円、都市計画街路事業で2億2,159万4,000円等の計上であります。消防費では京都中部広域消防組合負担金として、6,302万円等の計上であります。教育費では、小学校費で小学校改築事業に6,613万1,000円、中学校費で教育振興事業に、592万9,000円の計上であります。災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費で5,272万8,000円。公共土木施設災害復旧費で6億5,395万円の計上となっております。諸支出金、旧町借入金返済金では、旧4町での一時借入金の返済金とし

ての5億2,100万円が予算措置となっております。

次に、これら歳出をまかないます歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。

市税につきましては、3ヶ月の収入見込みとしての6億7,420万円を予算計上とし、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの一般財源につきましても、3ヶ月の収入見込みとして、13億6,065万1,000円を予算といたしております。国庫支出金及び府支出金につきましては、双方合計で35億5,400万3,000円の収入見込みといたしております。繰入金では、旧町予算から旧町に繰り入れられた金額の差し引き見込み額の23億2,780万6,000円の予算計上であります。市債においては、過疎対策事業債をはじめとして、4町での借り入れ予定額である38億690万円の予算計上であります。なお、第2表、債務負担行為につきましては、4町からの債務継承及び地域情報基盤整備にかかわるものであり、第3表、地方債は歳入の負債で説明いたしました起債の目的によるもので、以上が、一般会計暫定予算の主な内容であります。

次に国民健康保険特別会計暫定予算をはじめ、8特別会計暫定予算及び上水道事業会計暫定予算について、ご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出総額12億1,465万4,000円として編成され、主な内容としましては歳出の保険給付費では、各町の予算残部分の持ち寄り額、7億6,121万9,000円を計上しており、老人保健拠出金では、1億3,410万1,000円を計上しております。歳入につきましては国民健康保険税で、3ヶ月の収入見込み額2億5,791万7,000円を計上しております。国庫支出金については療養給付費等、負担金につきまして2億9,141万3,000円を計上し、高額医療費共同事業負担金は1,117万2,000円を計上しております。以上が、国民健康保険特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に老人保健事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額15億2,500万円として編成され、その内容について歳出から説明申し上げます。

医療諸費の医療給付費では、本年1月から本年2月末までの2ヶ月分、6億6,200万円を計上し、旧町医療給付費として同じく6億6,200万円分を予算計上いたしました。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。支払基金交付金医療費交付金で所得による個人負担が2割となる方の医療費全額と、1割負担の方の54%分の医療費額が社会保険診療報酬支払基金により交付されますが、本暫定予算では3ヶ月の収入見込み額を合計して、7億3,754万4,000円を計上し、国庫支出金については3億7,229万9,000円の予算計上であります。以上が、老人保健特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に、介護保険事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額11億4,960万円として編成され、その内容について歳出からご説明申し上げます。

保険給付費の介護サービス等諸費では居宅介護サービス給付費、3億3,928万4,000円をはじめ、7億8,608万4,000円を予算計上いたしました。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。保険料、介護保険料として1億2,689万円を計上し、国庫支出金については現年度分介護給付費負担金として1億8,871万2,000円の予算計上であります。以上が、介護保険事業特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に市営バス運行事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額5,577万9,000円として編成され、その内容について歳出から説明申し上げます。

1款事業費、運行事業費として1,378万9,000円をはじめ、公債費566万8,000円を予算計上いたしました。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。事業収入として、運賃収入311万円を計上し、府支出金につきまして1,450万円の予算計上であります。以上が、市営バス運行事業特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に、簡易水道事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額12億9,475万3,000円として編成され、その内容について歳出から説明申し上げます。

2款、事業推進費では事業推進費5億7,885万1,000円の計上とし、併せて旧町事業推進費2億2,969万5,000円の計上となっております。諸支出金、基金費では基金費5,118万3,000円、旧町借入金返済金1億7,000万円が予算措置となっております。

次に歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。分担金及び負担金につきましては、3ヶ月の収入見込みとして21万1,000円を予算計上とし、使用料及び手数料につきましても、3ヶ月の収入見込みとして9,431万7,000円を予算計上いたしております。繰入金、一般会計繰入金では一般会計繰入金として2億754万5,000円の予算計上とし、基金繰入金として2,927万3,000円を予算計上いたしております。市債では水道債として6億1,540万円の予算計上であります。なお、第2表、継続費につきましては日吉町からの債務継承にかかわるものであり、第3表、地方債は歳入の市債で説明いたしました起債の目的によるもので、以上が簡易水道事業特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に下水道事業特別会計暫定予算については、旧町予算において公共下水道事業特別会計と農業集落事業特別会計を統合した特別会計であり、歳入歳出総額27億7,868万2,000円として編成され、その内容について歳出から説明申し上げます。

1款総務費においては、公共下水道施設をはじめとした施設管理経費として2億2,923万7,000円を予算計上し、2款事業費においては下水道の建設費として7億3,570万9,000円の計上となっております。

次に、歳入につきましては下水道建設に係る国庫支出金として、4億2,089万5,000円、下水道事業債として8億6,510万円の予算計上であります。以上が下水

道事業特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に商品券事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額3,200万円として編成され、その内容について説明申し上げます。

商品券事業につきましては合併協議会の調整結果として、地域を限定し、現行のまま新市に継承するとなっております。現在、商品券事業は旧園部町区域内で行われている事業でございます。これに伴い1月から3月の間の商品券発行業務にかかわる諸費用を計上するものであります。

歳出といたしまして、商品券換金代として3,000万円、印刷製本費として150万円、予備費50万円、合計3,200万円の計上であります。

歳入につきましては、これに伴う商品券売り払い収入2,000万円、旧町の繰越金であります歳計剰余金1,200万円を計上しております。以上が、商品券事業特別会計暫定予算の主な内容であります。

次に土地取得事業特別会計暫定予算については、歳入歳出総額2億5,066万7,000円として編成され、その内容について歳出からご説明申し上げます。1款総務費10万6,000円は土地開発基金積立金を予算計上し、2款事業費として2億4,956万1,000円を予算計上しました。

次に歳入につきましては、財産収入として土地建物売払収入1億7,456万1,000円を計上し、繰入金については一般会計からの7,500万円の予算計上であります。また、第2表債務費、債務負担行為につきましては、旧4町から債務継承いたしました債務負担及び債務負担に係る債務補償費であります。以上が、土地取得特別会計暫定予算の主な内容であります。

最後に南丹市上水道事業会計暫定予算につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、予算第3条収益的収支及び支出の主な内容について説明申し上げます。

まず3条収益的収支であります。第1款事業収益、第1項営業収益1億2,086万8,000円は、第1目給水収益1億942万5,000円、第2目受託工事収益989万7,000円及びその他営業収益154万6,000円の計上となっております。次に、第2項営業外収益472万7,000円は受取利息50万9,000円、雑収益3万6,000円及び消費税還付金418万2,000円の計上となっております。次に、3条支出であります。第1款事業費用、第1項営業費用1億3,466万5,000円は原水及び上水費2,433万5,000円。排水及び給水費1,614万9,000円、受託工事費989万7,000円、総務費873万9,000円、減価償却費7,224万5,000円及び資産消耗費320万円が主な内容であります。次に、第2項営業外費用2,420万4,000円は、支払利息2,351万5,000円が主な内容であります。なお、第3項予備費については364万3,000円の計上となっております。

ついで予算第4条資本的収入及び支出の主な内容についてご説明申し上げます。

まず4条資本的支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費5億1,265万5,000円は第1目排水費、設備拡張費2,331万円。第2目排水整備改良費2,994万6,000円、第3目固定資産取得費31万8,000円、第4目第2次拡張事業費4億5,869万9,000円及び第5目事業費38万2,000円の計上となっております。次に第2項企業債償還金3,919万5,000円は、企業債償還金の計上となっております。これにより第3条収益的収入及び支出においては、収入総額1億2,559万5,000円、支出総額1億6,251万2,000円となり、差額3,691万7,000円の損益となっております。ついで第4条資本的収入及び支出においては、収入総額1億2,407万6,000円、支出総額5億5,185万円となり、差し引き4億2,777万4,000円の収入不足となるため、建設改良積立金取崩4億1,715万円、当年度分損益勘定留保資金1,062万4,000円で補てんしようとするものであります。なお、第5条により定める継続費については、総額を14億181万3,000円とし、対象年度を平成17年度から平成19年度までと定めております。また、第6条において一時借入金の限度額を1億円と定めております。以上が、上水道事業会計暫定予算の主な内容であります。

以上をもちまして、一般会計はじめ10会計の主な内容とさせていただきます。

次に報告第4号、指定金融機関の指定につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、地方自治法第235条第2項の規定に基づき、南丹市の指定金融機関を指定しておく必要が生じたので、株式会社京都銀行を南丹市の指定金融機関として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、18年1月1日付けで専決処分により告示を行い、同条第3項の規定に基づく報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号、収納代理金融機関の指定につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、地方自治法施行例第168条第3項の規定に基づき、南丹市の収納代理金融機関を指定しておく必要が生じたので、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、株式会社りそな銀行の4金融機関を南丹市の収納代理金融機関として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年1月1日付けで専決処分により告示を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報第6号、京都中部地区広域市町村圏協議会への加入につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、加入につきまして手続を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年1月1日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第7号、介護認定審査会事務の委託につきましては、平成18年1月1日の南丹市の発足に伴い、南丹市において介護保険法の規定に基づき、介護認定審査会が行う要介護認定等に関する審査及び判定等の事務につきまして、南丹市において介護認定審査会の設置等に日数を要することから、本年3月31日までの間に限り、地方自治

法第252条の14、第1項の規定に基づき、京都府に事務を委託する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年1月1日付けで京都府へ事務を委託する専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

何とぞ慎重審議たまわり、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 提案者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の通告順に許可いたします。

まず、大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番、大面一三でございます。

質疑通告をしておりますので、通告に従いまして質問をさせていただきたいと存じます。

一つにつきましては、条例番号が第58号でございます。南丹市参与設置条例でございますけれども、この条例にかかわりまして質問をいたします。

一つにつきましてはですね、第3条2項に「参与は地方公務員法の第3条3項3号に掲げる特別職」とあります。これは3項3号につきましては臨時非常勤の職ということで、参与は明記されているわけなんですけれども、臨時非常勤なんです。それと、その下にあります3号、参与は常勤とありますけれども、この法律関係はいかかなものかということ、まず1点お聞きをいたします。それと第4条の参与の任期ですね。これは4年以内とございますけれども、「以内」とありますので、任期というのは本来は明記すべきだと、限るべきだというふうに思うんですけれども、「以内」としてあるのは、どのような趣旨なのかということをお尋ねをしたいと思います。

それとですね、第6条2項にですね、参与の給料月額が65万円とありますけれども、これはどないなたちで定められたものか。お尋ねをしたいと思います。普通ならば報酬審議会等で協議されるべきものでございますけれども、この合併に伴うことでありますので、どのような機関で定められたものなのか、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、条例第67条でございますけれども、これは南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。この中に、条例の中には勤務時間がいつからいつまでやと、休憩時間がいつからいつまでということは明記してないわけでありまして、規則に委ねられてるというふうに思うんですけれども、その職員の勤務時間にかかわりまして、質問をしたいというふうに思います。もう1月1日から発足しているわけで、どのような勤務時間で対応されているのか、議会には報告はなかったように思いますので、この機会にお答えをお願いしたいというふうに思います。それと、その勤務時間ですけれども、各町でいろいろとアンバランスがあったというふうに思うんですけれども、そこらはどうのように統一されてきたのかということも、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと第77号、第79号、同じ質問になりますので、77号はですね、南丹市特別職員の給与に関する条例であります。それともう一つは79号は南丹市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例ということで、この中に教育長も、そしてまた市長、助役、収入役等にも通勤手当を支払うというかたちになっております。ちょっと私これ、私の認識ではちょっと奇異な感じがするんですけども、これは以前からこういう対応をされてきたのか、今回初めて、この南丹市の対応として通勤手当が特別職にも払われるということになったのかどうか。そしてまた各町、今、4町ではね、同じようななどのような対応がされてきたのか。そのあたりもお聞きしたいというように思います。

それと次に、条例第89号でございます。南丹市国民健康保険税条例でございますけれども、この条例ではもう既に税率、そして金額が明記されております。所得割で8.45というようなかたちで明記をされております。これはですね、どこでどう審議され、決められたものなのか。今までの国保運協での対応とか、そういうようなものはいかなるものであったのか。お尋ねをしたいと思います。合併協定でですね、では、この取り扱いはどのような内容であったのか。合意は、どのような合意がなされてたのか。そこもお尋ねをいたします。それと、この条例の第8条でですね、国民健康保険税の賦課期日は4月1日とあります。これは今年度1月1日から施行されるということですから、今年ですね、4月1日に賦課されるということになるんですけども、この8.45%がですね、4月1日なんですね。ということは、その間にこの議会があるわけやからね、専決にはふさわしくないんじゃないかというように思うんですけども、なぜ住民負担にかかわる、それも引き上げにかかわる、国保税条例がね、専決になるんかというところの説明を求めたいというように思います。

以上でございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 大面議員の1回目の質疑が終わりました。

答弁を求めます。

奥村参与。

**○参与（奥村 善晴君）** それでは参与の件につきまして、大面議員の質問にお答えをしたいと思います。このように思います。4人、参与がございしますが、私も1年9ヶ月、合併協議会の準備局長並びに協議会の事務局長として、お世話になったということから、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、大面議員にお願いしたいのは、合併協議会の権限っていうものがございまして、地方自治法の第252条の2、第1項及び市町村の合併の特例に関する法律の第3条第1項に基づいて、各町の議会の議決を経て設置されたものであり、その協議会で協議された事項は議会で議決されたものと同様の権限があると、こういうことを有しておるといふように、私どもは理解をいたしております。さらに各4町ともですね、旧の。合併にかかわっての特別委員会も設置をされて、そこで十分議論をいただいております。この

ように思うのが1点でございます。それと、これにかかわって旧4町の町長すべてが知事に協定書を交わしてですね、こういうかたちで合併を円滑に進めていただいたらと、こういうかたちでそういう協議も整っておるところでございます。

それでは三つの点に対して、ご質問がございました。一つにつきましては地方公務員法の第3条の第3項3号にかかわって、参与のですね、いわゆる特別職としての位置づけ。3号には臨時、または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者と、こういうようにうたっておりますが、従って3条の参与職というのは、特別職というかたちの中で位置づけがされておることとございまして、4条で、何で4年以内かということとございまして、ここで臨時または非常勤の顧問とこうなっておりますが、これは期間を定めない、例えば市長とか、あるいは議会の議員の皆さんであれば、4年とこうなっておりますが、臨時っていうのはですね、期限を定めないと、こういうことと、そしてそれに伴ってこの4条で4年以内と、こういうこととうたっておりますし、そして参与は議会の議決を得ないと。こういうことになりますと、市長の任命権者になります。私どもは18年の1月1日、職務執行者の仲村市長さんから辞令を交付し、そしてその任期が終えられまして、新市長さんの中川市長さんに私どもの進退につきましても、お問い合わせをさせていただいたところとございまして、引き続きひとつ南丹市の発展に各参与さん、ご尽力を賜りたいと、こういうかたちで委嘱の継承をいただいております。

次に第6条の件でございます。これにつきましても、もう既に1月の報酬、2月の報酬をいただいておりますし、さらに承認事項でございますので、特別職の給与については職務執行者仲村氏におきましては80万円、市長におきましては98万円、助役におきましては80万円、収入役、教育長については71万円、参与につきましては、ここに65万円とこうなっておりますが、これの根拠ということとございまして、これにつきましても、全国でも参与制度を採用しておる市町村たくさんございます。それも一つの参考事例にさせていただきましたし、そして、今申し上げた特別職の給与、報酬ですね、それに対しまして、いわゆる収入役、教育長71万と申しましたが、それと部長級の部長、これは管理職手当を20%含めまして、それが助役としてのですね、中間をとらせていただいたというのが根拠とございまして、これにつきましても、先ほど申したように、協議会決定で決定をさせていただいたということと効力を有しておると、こういうふうにご理解をいたしておりますので、ご理解をいただきたいとこのように思います。

以上でございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

伊藤総務財政課長。

**○総務財政課長（伊藤 泰行君）** 大西議員さんの勤務時間及び通勤手当の件について、ご答弁させていただきます。

まず、勤務時間の関係でございますが、南丹市におきましては、1日の勤務時間につきましては午前8時30分から午後5時15分までと定めてございます。なお、この間に午後0時15分から午後1時までの休憩時間、それと午後0時から午後0時15分まで、それと午後3時から午後3時15分までの休憩時間ということをしてございます。旧町によっての取り扱いということでございましたけれども、まちによっては月曜日8時15分に出勤の朝礼があったり、いろいろでございましたけれども、調整結果の内容といたしまして、今申し上げたとおり、8時30分から5時15分までということで統一をさせていただいております。

続きまして、特別職の通勤手当についてでございますが、77条なり79条、これ両方でございますけれども、地方自治法の第204条、その中につきまして給料手当及び旅費についての規定がございます。この規定の範囲において、特に通勤手当につきましては国においても、特別職であっても支給することとされておまして、実費弁償的な意味合いの強い手当であること、ということになっております関係から、調整結果にも基づきまして支給をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

吉田市民課長。

**○市民課長（吉田 進君）** 国民健康保険税条例の専決処分についてのご質問に、お答えさせていただきます。

まず、国民健康保険税条例を専決させていただきました理由につきましては、合併後、南丹市として国民健康保険事業を運営していくためには、国民健康保険税の徴収が必要となりますので、その徴収のために国民健康保険税条例が必要となりましたので、税条例を専決させていただきました。その条例のうち、国民健康保険税額の決定についての手順のご質問でございますが、今回の合併にあたりまして重要事項は合併協議会により審議され、決定されております。国民健康保険税につきましても、重要事項でございますので、税率は新市において統一する。賦課方式については現行の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式に変更する。なお、新税率の適用は18年度からすると決められております。このように国民健康保険税は新市で統一することになっております。そこで合併協定事項を遵守するためには、合併時の1月1日には新税をお示しする必要がありますので、旧町の段階で必要見込み額から新税を歳出させていただきました。また、国民健康保険税の決定につきましては国民健康保険の運営上の重要事項でございますので、国民健康保険法で国民健康保険運営協議会の意見を聞くことが求められております。しかし、今回の合併の中で1月1日に合併後、3月議会までに国民健康保険運営協議会を編成し、会議を開くのは無理ではないかとの判断がなされました。そこで旧町の段階で一定、国民健康保険税見込み額を計算いたしまして、その旧町それぞれの国民健康保険運営協議会に諮りまして、ご確認をいただき、合併に臨

むことになりました。従いまして、そのような手順で進行してきており、今回の国民健康保険税の決定につきましては、旧4町の国民健康保険運営協議会の確認はいただいております。なお、混乱を招かないように統一いたしました新税の適用は、18年度からと定めているところでございます。このようなことから国民健康保険税条例を専決処分させていただいたものでございます。

○議長（高橋 芳治君） 大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 2回目の質問をさせていただきます。

一つ、今先ほどありましたけども、協議会は各町の議会と同等の権限があったんだというような説明がありまして、なるほど全体の流れがそういう方向で、そういう認識でこられたのかなあというふうに思ってるんですけども。私はそのような認識で、今までのこの条例を対応されていたら、ちょっといささか問題だというふうに思うんですけどね。それで、この合併協議会の議論の内容はですね。この参与にかかわりましては、助役を、相当職を設けるというようなことで、各支所に。そういう論議があって、それではちょっと住民感情からもまずいだろうというようなことで、いろいろとあちらこちらから探されてですね、参与という名前を、ところを、地方公務員法上に載ってるからということで、これを適用してはどうかというようなことであつたというふうに思うんですね。それで、そこからちょっといろいろと行き違いとかが、いろいろあるわけなんですけどもね、今言いましたように3条3項3号の特別職は臨時、非常勤なんですね。それを常勤とするというところはね、ということは3項3号の特別職ではないということなんですね、これ。そういう認識でいかないとだめなんですよと。先ほども言いましたように、今回の参与の設置は助役相当職なんですか、これは。助役といえぱですよ。助役といえぱ当然、新しい市長の選任があつて、そして議会にね、同意が求められるべきものだというふうに思うんですね。ですから何ていうかね、今回の参与の皆さん、参与についてはですね、異例中の異例だと。対応だというふうに思うんですね。今からでも遅くはないんで、やっぱりきちっと議会の同意を求められるべきものだと、私は思うんですけどもね。そんな思いなんですけども、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それと、その協議の中で、協議会の中でですね、これも話し合われたことなんですけども、4年を目途ということは、これ強調されてたと思うんです。それでですね、この条例の中には、そのことがうたわれてないんですね。任期は今も質問しましたけども、4年以内という、あいまいな私たち、任期はですよ。この条例の終期は書いてないんですね、これ。いわゆる合併協議会の趣旨から言えばですね。この条例に終期は設けるべきだと。4年後に。そうでないと、合併協議会の趣旨が生きた条例にはならないというふうに思うんですね。なぜ条例の終期は設けられてないのかということ、ちょっと質問をさせていただきます。終期って終わりの期やね、条例が失効するという。

今、先ほどちょっとありましたけどもね。参与の任期は4年なんですわ。4年以内なんですね、これ。それは書いてあるわけであつてやね、その4年で終わるということでは

ないんです、これ。この条例はね。そういうことを言ってるんですよ。

それとですね、もう一つですね。市長との関係でですね、任命行為はあったのかということですね、確認させていただきます。最後、確認しますので。議長、ちょっと整理してもらわんといかんですわ。

それと国民健康保険税の関係ですね。先ほど各町での審議会での了解は得てるんだというような説明があったんですけども、全くこの税率についてはですね、私もいちばん重要などこなんでね、調べたんですけども、今言われました合併協議会の趣旨はそら当然ね、協議会の決定事項はそれは委員さんにも言っておりますけれども。率についてはね、一切聞いてないということは確認してんですわ。これは園部の場合ですけどね。そんな下で率が明記されて、それも住民負担増に大幅につながる、そんな税率がね、専決されるということは、いささかちゅうか、大問題だというふうに思います。それで先ほどの質問で、いわゆる、この3月議会があるにもかかわらずですよ、4月から施行する率をやね、専決処分するというのはね、議会の権限無視と言わざるを得ないというふうに思うんですね。ですから、専決されて反対が圧倒的にあったとしても、これは効力を有するというようなことでありますけれどもね、私はやっぱりこの今の税率の引き上げについては、納得できないものであるんで、やっぱりこの3月議会できちっとした対応をされるべきものだというふうに、これは意見ですけどもね、申し上げます。

以上で、そしたらその点で、ちょっと答弁いただけたら。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁求めます。

奥村参与。

**○参与（奥村 善晴君）** それではお答えをいたします。

まず、その参与っていうのは特別職の根拠、これはないんやないかって、こういう話ですが、地方公務員法の3条、これ参与も属するんですが、特別職に属する公務員、これは先ほど申したとおり、参与も特別職に入るとこういうかたちでございます。いろいろ参与というもの、探して参与をしたものではなく、法令の根拠に基づいて参与を設置したと、こういうことでございます。

次に、協議会で任期4年以内とこういうようになっておりますが、終わりは。終わりはないから4年以内と、こういうかたちで表現をしております。そして、これの4年以内というのは、まず助役とか市長は4年、議員さんも4年でございますが、それに伴って、この4町の合併した内容っていうのは、やはり社会的にも経済的にも、あるいは行政的に見ても、いろいろ格差があると。そうすると、やはりいっぺんに一元化に持っていけないから、緩やかな合併の中で支所を大切にしながら、4町の支所を大切にしながら、やがては10年以内で一元化に持っていかうというのが合併の趣旨であって、それまでの、いわゆる4年以内にできるだけ、その4人の参与がある一定の権限を与えて、緩やかな中で公平な、あるいはそれぞれ格差がある中で平準的な行為、平準的なレベルに行政レベルを立ち上げようと、こういうかたちの中で、一定参与職を置くと、こうい

うことをございます。探し求めたものでもございませし、全国たくさん参与制度を行って合併にこぎつけた市もあるということをございます。

そして任命はいつかということ、先ほど申したとおりでございまして、18年1月1日、職務執行者仲村氏から4人とも辞令を交付し、先ほどさらに新市長さんがお替わりになって、そのことに対して、我々のいわゆる身の処し方につきましても意見を求めて、今日のこの場におるということをございますので、ひとつよろしくお願ひしたい、いうふうに思います。

以上です。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

吉田市民課長。

**○市民課長（吉田 進君）** お答えします。

旧町の段階での運営協議会の関係でございしますが、旧町で運営協議会にそれぞれ説明を申し上げ、確認をしていただいたというふうに引き継いでおります。それから税率の関係で、引き上げということをございしますが、四つの課税方式から資産割が減っておりますので、計算上すべてが引き上げということにはならない、町によって少しばらつきが出てくる所もございします。詳細なところについては、それぞれのケースで異なってくるんですが、大きな変化がないように、できるだけ算定をさせていただいたところをございします。

**○議長（高橋 芳治君）** 大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** もう専決されてますんでね。効力は、どんなこと言おうとも発生しております。それでですね、今、参与の方から説明がありましたけども、参与のこの任期はですね、今おられる4名の方の任期はね、いつ終わるんですか。それだけ聞いて質問終わります。

**○議長（高橋 芳治君）** 奥村参与。

**○参与（奥村 善晴君）** できるだけ早いこと、私は参与の席を降ろさせていただいたらうれしいというように思いますが、緩やかな合併の中で、できたら4年以内ということ、明日からでもこの条例が廃案になったら、私は辞めさせてもいただきますし、これは議会の皆さん方といろいろご相談を申し上げながら、南丹市の参与というものが不必要になったというときに、我々もいさぎよく辞めさせていただくということで、私が提案した条例ではないわけをございますので、期限は申し上げられないというように思います。

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で、大面一三議員の質疑が終わりました。

次に、高野美好議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 高野でございします。

報告第2号の専決処分の報告について、質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず、専決処分の承認ということについてはですね、市長が議会に代わって行った意

思の決定を解除をすると、こういう意味を持つものでございます。ですから、その結果、住民、市民すべてがその恩恵を受けたり、また負担を求められるというふうなことになる重要な意義を持つ案件でございます。ですから議会は承認を求められた案件について、慎重審議検討を加えるというふうなことでございますので、その立場から質疑に参加をしたいというふうに思います。5点について質問をさせていただきます。

まず、条例第4号の南丹市表彰条例についてでございます。第3条で表彰年数を決定をされてはいますが、その年数の決定の根拠、さらに旧4町ではどういう例になっていたのか、お答えいただきたいとします。美山町の例を申し上げますと、町長はですね、2期8年こういう規定があったはずでございます。今回は市長は1期4年、それから助役、収入役、教育長は2期8年、市議会議員は3期12年というふうな定められておりますけれども、市長1期で自治功労表彰を受けられるということについてはですね、この自治功労者表彰の権威からしても、1期でっていうのは少しまずいのではないかなというのがありますので、その辺についてお答えをいただきたいとします。

それから2点目は条例第19条、南丹市営バス運行事業に関する条例でございます。1月1日、日吉と美山町営バスが合併をして南丹市営バスとなりました。美山からはですね、園部駅までの乗り入れが実現をいたしましたので、そのことについては関係各位の努力に敬意を表したいというふうに思うんですが、その結果、料金は全体として安くなったと、こういうふうな言われておりますけれども、高くなってる区間があるということは認識をされているのかどうか。それから旧美山町のみで実施がされておりました高齢者ですね、半額補助、それから母子家庭の割引制度、これが廃止をされております。そのことによってバス代が高くなったとはいえ、お年寄りや弱者といわれる母子家庭の皆さんのバス料金はわずかとはいえども高くなってる。こういう状況が出てますけれども、そのことについて、どう認識をされてるのか、お聞きをしたいと思います。

それから3点目は条例第44号、南丹市美山文化ホール条例でございます。旧4町が合併して、今日の専決処分でも市が所有する施設の使用料規定がですね、条例として挙がっているものがありますけれども、ほとんどの施設が旧町の料金をですね、勘案をして定められているというふうに私も認識をしておりますけれども、この文化ホール条例を見ますと、ホールの利用料がですね、大幅に上がっている。これはなぜなのかと。合併協定によりますと、緩やかな合併ということもありましたので、使用料は新市における使用状況等の実績を踏まえて決定をしたいと、こういう協定がされてるんです。先ほどの答弁では協議会での協議内容というのはですね、かなり重視をしているということなんですが、新市における使用状況の実績が1月1日に、なぜ出てくるのかということから見ますと、そんなことは関係なしに、倍以上にホールの使用料が上がっている。この根拠をお聞かせいただきたいとします。

それから4点目は条例第105号、南丹市土地開発基金条例。今回の専決処分案件、基金条例の制定が18件ございますけれども、この条例だけ、なぜ基金額が定められてい

るのか。その理由についてお示しをいただきたい。それから仮に、この定めた基金額を下回るといふうなことになる時とか、そういうことは予測しなくていいのかなどか。それから現時点の基金額、この条例どおりなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから第5点目は、ちょっとささいな問題ですが、条例第196号、京都府急傾斜地崩壊防止事業に係る南丹市分担金徴収条例。分担金の決定のところで、少し表現が分かりにくいんですが、市負担分のうち10分の4が分担金ですと、こう書いてあるんですが、その分担金というのは総事業費の10分の4なのか、府負担分を引いた市負担分の10分の4か、ちょっとこの条例では分かりにくいのかなと思いますので。その辺、この点をお聞かせをいただきたいと思います。

以上5点、担当課長からの答弁を求めたいと思います。

**○議長（高橋 芳治君）** 高野議員の1回目の質疑が終わりました。

答弁を求めます。

小寺企画情報課長。

**○企画情報課長（小寺 貞明君）** それでは高野議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、条例第4条の南丹市表彰条例の自治功労者表彰の対象が4年以上市長の職にあった者という規定につきまして、期間が短いのではないかとご質問でございます。条例の第3条第1項第1号で4年以上、市長の職にあった者に自治功労者として、その功労を表彰するというふうにされておりますけれども、これまでの旧4町が新しい市として生まれ変わったわけですが、南丹市の広大なこの市域の中で、地域の個性を生かしながら、多様な住民ニーズに応じて、市の運営を行っていただきます市長の職というものは、行政のトップとして激務をこなされ、その重責をも担われ、市政を推進されることとなるわけでございます。1期4年の任期を全うされること自体ですね、大変な地方自治に対する功労であるというふうに、思うわけでございます。なお、旧4町では、高野議員さん、今、美山町8年であったという見解を示されましたけれども、ちょっと私、再度確認はさせていただきたいと思っておりますけれども、私がお聞きさせていただいておりますのは、日吉町以外は4年だったというふうに、ちょっとお聞きをしております。再度確認をさせていただきますが。それと近隣では亀岡市、綾部市、福知山市、京丹後市などが、市長職4年というふうに規定をされております。こうしたことにかんがみまして合併に至るまでの協議の中で、近隣市町等も参考にしながら、自治功労者の表彰規定として、それぞれの規定された期間が適当であるという結論に至ったところでございます。ご理解をたまわりたいと存じます。

それから条例第19号の南丹市営バス運行事業に関する条例に関するご質問でしたが、まず市営バスの料金決定の根拠でございますが、少し経過がございまして、旧日吉町が平成6年から民間バスを引き継ぐかたちで、廃止代替路線として町営バスを

運行をして、運賃も民間バスの料金を引き継いでおりましたけれども、平成15年に胡麻志和賀線という新規路線を開設した際に料金の見直しが行われまして、地域のコミュニティバスであったり、福祉バスの要素もございますということで、それと利用者が高齢者が多いということで、美山町が、先ほど高野議員がご質問にございましたが、65歳以上を対象にした半額券の寿券をですね、参考に、従来の半額に近い料金決定がされたということがございます。こうした経過を踏まえまして合併協議におきまして、日吉町営バスと美山町営バスを南丹市営バスに統合するに際しまして、より定額である日吉町営バスの料金をベースに、距離に応じた料金を設定することにしたものでございます。従来、美山町で使用されておりました寿券や、議員ご指摘の母子家庭の割引制度はですね、この料金設定に併せまして廃止はされましたけれども、それ以上にすべての路線、すべての利用者に対しての運賃の低額化を図る料金設定となったと、いうふうに認識をいたしております。

ただ、美山町の佐々里線の一部で、田歌から佐々里の区間におきまして、美山町営バスのときよりも料金が高くなっている区間がございます。そのことは十分認識しておりますけれども、これにつきましても経過がございまして、かつて美山町では京都交通バス、JRバスというふうに、旧国鉄バスが運行されておりました、過疎化とモータリゼーションの進行に伴う乗客の減少で、京都交通バスが平成元年に、JRバスは平成6年に運行をとりやめまして、住民の生活路線の確保のために美山町が町営バスを、平成元年から運行をされました。廃止代替路線であるために、運賃につきましては、京都交通バスとJRバスの運賃を基準として定められました。しかしながら地区につきましては、以前運行しておりました京都交通バスも田歌が終点でございましたために、それから先の佐々里地域、芦生地域につきましては参考となる運賃がなくて、当時の最低運賃を基準に設定をしたために元々のですね、ほかの地域よりも距離に比較しますと、安い料金設定だったという経過がございまして、こうした経過の中で、日吉町営バスと美山町営バスを南丹市営バスに統合するに際し、地域住民全体の公平性のため同一基準で見直した結果、一部区間がですね、結果として値上がりとなったということでございます。私も佐々里の住民の方から直接お声もお聞きをいたしまして「ほかはすべて安くなったのに、ここだけが高くなった」という地域の皆さんの声、心情をですね、理解をいたしますけれども、元々ほかの地域より安い料金設定だったということで、経過がございまして、ご理解をたまわりたいと存じます。大体1kmから1.5kmぐらいを目安に、1区間150円で料金設定をしておりますが、例えば田歌から出合の区間で約5km ございます。あんまり区間距離が長い所は割引制度を作るとか、別途、そういうことが検討の余地があるのではないかと、いうふうに考えておりますけれども、今後の料金改定の予定ですけれども、南丹市全体のバス運行のあり方につきまして総合的に検討を行いまして、全体としての整合を図っていくことが重要な課題であるというふうに認識をしております。従いまして今後ですね、各種の割引制度も含めまして、関係各位のご意見をお聞かせい

ただく場も設定をいたしまして、検討してまいりたいと存じておりますので、ご理解をたまわりたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

波部社会教育課長。

**○社会教育課長（波部 敏和君）** 高野議員さんのホールの使用料についてのご質問にお答えを申し上げます。

社会教育施設につきましては、住民の身近な施設として利用されてきた施設でありまして、地域事情や各施設の規模と設備等が異なる状況から、使用料につきましてはそれぞれ異なっておりますが、ご質問の美山文化ホールにつきましては、旧美山町における美山文化ホールの使用料は、基本使用料に別途照明マイク設備使用料として5,000円、及び椅子等の備品使用料として3,000円を加えた額がホールの使用料でありました。従いまして、南丹市美山文化ホールの使用料につきましても、それと同額の金額とし、それに消費税相当額を含んだ使用料となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

伊藤総務財政課長。

**○総務財政課長（伊藤 泰行君）** それでは、条例第105号、南丹市土地開発基金の条例につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、この条例のみがなぜ基金額を定めるのかというようなことですが、昭和44年にその当時の自治省、財政局長通達によりまして、土地開発基金の設置についてという要望がございます。その土地開発基金条例の準則に倣われまして、旧町の方で基金の額をそれぞれ定められておったということが、この基金条例で金額定めたもとでございますが、ここに載っております5億9,718万9,000円につきましては、4町の合併時の基金の合計額でございます。ただし、実質的には3町がこの基金条例を持っておりまして、四つとも実はあったわけですが、1町だけがちょっと取り扱いが違いまして、3町の合計ということになっております。それと定めた基金額を下回ったときはどうするのかと、それと現時点での基金の額はというようなご質問でございましたが、基金の額につきましては、今申し上げましたとおり合併時が、この5億9,718万9,000円でございます。下回ったときはということですが、土地開発基金が定額としているということは、積み立てることが目的ではなく、公共用地の先行取得をするための事業資金であるということ、その土地を事業の用に供する場合は一般会計並びに、また土地取得特別会計という会計がございますが、どちらかの歳出予算をもって買いとるということになりますので、基金の額を下回るということにはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

川勝土木建築課長。

○土木建築課長（川勝 芳憲君） ご質問の件にお答えさせていただきます。

事業費が10分の4か、市負担分の10分の4かという具体的内容のご質問でございますけれども、本条例の第3条に、分担金の額は事業実施費に要する市負担分のうち10分の4とするということになっておりますので、受益者負担金は市負担分の10分の4ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） まず、条例第4号でございますけれども、美山町条例は8年ですので、少し認識きちっと整理をして答弁いただきたいと思えます。

それから条例第19号の市営バスの関係でございます。経過は、私そこに住んでおりますので、よくよく存じておるわけですが、私が尋ねてるのは今回の改定によって高くなった区間ですね、佐々里から知見口、230円が300円、片道の料金ですが、上がってるんです。距離が長いからということは、そら分かるんですけども、いわゆる今まではですね、高齢者の皆さんは半額補助ですので、230円の半額、120円を出せばですね、片道行けたものが、今回から300円になる。これだけの値上げをすることについて、高齢者の皆さんの思いをどう考えてるのか。しかも今回の市長公約は、弱者を、弱い人を助ける市政を貫きたいんだというのが市長公約であります。佐々里の人は、かならずこのバスにに乗らなんだから行けへん。ほかの所は安くなったからいいと、こういうものではないわけです。その人の立場に立ってどう考えるのかということ、しっかり認識をして、そして検討の余地があるということですから、早急にこの部分だけでもですね、検討いただきたいと。全体を見直す問題と、こういう個々の問題を見直す問題とは、少し質の違う問題ですから、弱者を助けると。しかも非常な奥地にですね、まだ雪が1m50もある所に住んでおられるお年寄りの皆さんの気持ちを、どう考えるのかという温かい市政、温かいところを望みたいと、このように思います。

それから文化ホール条例は条例上は椅子とかですね、机とかの使用とかですね、いうところまで、前旧条例は定めてないわけですから、なぜ今回はそれを含めてのことになったのか、規則に委ねるところは規則に委ねてもいいのではないかなとこういうふうに思います。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

小寺企画情報課長。

○企画情報課長（小寺 貞明君） 表彰の美山町の認識違いは申しわけございません。美山町の表彰規定、私の認識しておるのは4年以上というふうに、平成8年の美山町表彰規定で、今、確認をさせていただきますと、4年以上、町長の職にあった者、職にあ

り功労が顕著だったものというようになってございます。再度議員の方も確認をいただきたいと思えます。

それから、2点目のバスの関係の件でございますが、弱者、特に私もくまなく美山町のバスルートは視察をいたしまして、特にその際に美山町の住民の方から、直接そういうお声もお聞きをさせていただいております。先ほども申し上げましたように、今後総合的なバス対策検討委員会等を立ち上げまして、総合的な計画づくりをするというふうになってございますので、その中で別途そういう割引制度が可能なのかどうかも含めて、広くご意見をいただきながら、検討してまいりたいというふうに思えますので、ご協力をたまわりたいと存じます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

波部社会教育課長。

○社会教育課長（波部 敏和君） お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、旧美山町におきましては基本使用料と、それとはまた別に、マイク及び椅子等の使用料を加えたものを使用料としていただいておりますので、今回につきましては、それを一本化にまとめたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、高野美好議員の質疑は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 午前11時21分休憩

.....

#### 午前11時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 議席番号1番、仲絹枝でございます。私、新人で勉強不足も多々あるかと思いますが、4点ほど質問させていただきます。

まず1点ですが、条例118号の南丹市スクールバス条例についてでございます。現在の状況と今後について、少し詳しく説明いただけたらと思います。というのは私、八木町の者として、神吉の中学生の子が通学する、今後その子供たちがどうなっていくかという心配がございます。

第2点でございます。132号、南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例でございますが、この条例につきまして各町のこれまでの状況と、またその全町の比較及び今後既に別表に基づきまして利用料金が定められていると思いますが、どこを基準にこのように設定されたかをお尋ねしたいと思います。

3点目ですが、大変ささいなことではございますが、151号、南丹市祝金支給条例と

ということで、条例名を読んだだけでは少し内容が分かりません。条文の中にすこやかうんぬんっていう書き方がされているかと思いますが、単なる祝金というよりも、すこやかという言葉、すこやか祝金と命名された方がいいのではないかと思います。

最後、4点目でございますが、195号、南丹市建設事業等執行審議会条例ということで、単純に純粹に、なぜ専決されるものなのかをお尋ねしたいと思います。

4点、お願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

勝山学校教育課長。

○学校教育課長（勝山 美恵子君） ただいま、ご質問のありましたスクールバス条例についてでございますが、旧日吉町、美山町におきまして、スクールバスを運行しておりました。それで、一般との混乗となっております、今回スクールバス路線を明確にしたために、条例を制定したものでございます。

現在の状況ですが、日吉町に3路線、美山町に6路線をスクールバスとして運行しております。美山町におきましては18年の4月から知見線についても、スクールバス化をする予定でございます。

以上です。

すいません。それから神吉につきましては、現在も路線バスに乗っていただいて、中学生の方はスクールバスになっております。これは今後とも変わらない状況であるということでございます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

波部社会教育課長。

○社会教育課長（波部 敏和君） 仲議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

放課後児童健全育成事業につきましては、旧4町それぞれ同じ事業目的を持って実施してまいりましたが、運営内容につきましては開設場所、運営主体、開設時間、また負担金等について異なっておりましたので、合併協議会におきまして、その調整の結果、現行の開設場所を基本とし、実施内容等を統一し、新市で運営を行うというのが協議決定されたところでございます。どこを基準にというご質問であります。議員ご案内のとおり、放課後児童健全育成事業につきましては、この事業の目的の達成、また保護者に負担のかからないようにということで調整をしてまいりました。また、これにつきましては子育て支援全体の中に位置づけておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、負担金につきましては、保育所の保育料につきましては、所帯の所得の状況により決定されておりますので、放課後児童学童保育についても同様としたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

永口福祉事務所長。

○福祉事務所長（永口 茂治君） それでは、仲議員の南丹市祝金支給条例のご質問につ

きまして、お答えをさせていただきます。

この祝金につきましては、条例の中に記載させてもらっておりますとおり、小学校、中学校に入学をされた児童につきまして支給をするものということで、あくまでも一時的な、1人1回の支給ということで、祝金になっております。そういった関係上、南丹市祝金というかたちの表現をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

伊藤総務財政課長。

○総務財政課長（伊藤 泰行君） 条例第195号、南丹市建設事業等執行審議会条例の件について、ご答弁をさせていただきます。

なぜ専決処分で行くのかというようなことですが、今回専決処分を行った理由につきましては従来旧4町におきまして、土木、建設工事等の執行手続につきましては、各町まちまちで行われてきた部分もございまして、合併によりまして統一的に実施することによって、重要な問題が発生することも考えられたというようなことから、この問題が発生したときに、問題解決のために必要な事項、調査なり、審議する機関がなければ迅速な対応ができないということになりますために、条例の専決処分を行いまして、審議できる制度を確保したというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 132号の健全育成事業、放課後児童ですけども、これまで八木町でしたら2,000円とかいうかたちで、利用できたとは思いますが、その辺でかなり格差が出てくる、利用者の負担が大きくなるのではないかとということで、大変危惧しておりますが、その辺はどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

波部社会教育課長。

○社会教育課長（波部 敏和君） 負担金の問題でございますが、今回につきましては、所得に応じて、それぞれ決定させていただいたところでございますが、今も八木町の場合は話が出ましたが、八木町は2,000円ということでございましたが、これにつきましてはどのような所帯についても一律2,000円ということでした。今回につきましては、それぞれランクを分けておりますので、2,000円がただになる家庭とか、若干増えるとかいうこともございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、仲絹枝議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第7号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

従って、本議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

1時から再開したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

### 午前 11時39分休憩

### 午後 1時00分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより報告第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結します。

それでは報告第1号について採決いたします。

報告第1号「専決処分の承認について（南丹市内における字の区域及び名称変更について）」は、原案どおり承認することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、報告第1号「専決処分の承認について（南丹市内における字の区域及び名称変更について）」は、原案どおり承認することに決しました。

これより報告第2号について討論を行います。

討論通告がありましたので許可します。

大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 議席番号2番の大面一三でございます。

条例第58号の、南丹市の参与設置条例及び条例第89号の南丹市国民健康保険税条例に、反対の立場で討論を行います。

今回、235件もの専決処分の条例が上程をされております。4町合併により南丹市発足によって、議会が存在しない状況があったもとで、1月1日からスタートするにつきまして、一定の専決処分は当然理解できるものであります。しかし、それは合併

協議会で既に合意があり、かつ当該事件が議会を開かれることのない場合など、自治法第179条の規定の条件にかなうものに限られるものであります。専決処分は議会の権限に属するその事項を、町が代わって行うことを認めた制度であります。重大な例外的制度であります。専決処分ができる場合につきましては、できるだけ厳格に解釈されなければならないと思うものであります。

そうした点で次の二つの専決処分は、承認しかねるものであります。一つにつきましては、南丹市参与設置条例につきまして、次の3点で反対をいたします。

一つにつきましては、条例4条で任期は4年以内とするとありますけれども、協議会では参与は4年間に限るとされており、合併での協定どおり条例の終期を明文化しておく必要があるのではないかと考えるところであります。二つ目に、地方公務員法第3条3項3号の、特別職は臨時または非常勤の顧問や、参与、調査員、嘱託員、及びこれらの者に準ずる者の職とあります。臨時または非常勤が強調されておりますけれども、説明ではあくまで臨時の職だから、議会の同意は不要という見解であります。報酬月額65万円、任期4年以内の職が、なぜ臨時の職なのか疑問であります。三つ目につきましては、参与は常勤の特別職であると、条例3条にございます。合併協議会で正規に選任はされておりますけれども、市長職務執行者と同様に、その任期は新しく体制ができるまでの効力であったと理解をいたします。新市の体制ができあがれば、新市の市長の推挙と新議会の同意任命が必要と考えます。これらの手続を欠き、この手続を必要としない参与設置条例の専決処分は承認できないものであります。市長の任命も議会の同意もない。地方公務員法上も特異な特別職であります参与の設置選任には、大きな疑義を感じます。議会の承認を得られずとも、専決処分で効力は発生するものでありますけれども、今後、参与の任命について、議会の同意を得られるよう強く求めておくものであります。

次に南丹市国民健康保険条例でございます。次の4点で、一つにつきましては合併協定では税率につきまして、保険税の算定の基礎になる税率は新市において統一する。賦課方式につきましては現行の4方式から3方式に変更する。医療費の動向を検討しつつ、税率は毎年見直す。なお、新税率の適用は合併の翌年度からするとしておりますけれども引き上げ額やその額までの合意、そして協定はされていないものであります。二つ目に、この専決条例では資産割をなくして、所得割を8.45%に引き上げて、均等割を2万3,500円にし、平等割を2万3,000円にするもので、全体として国保税の大幅値上げとなったものであります。園部町では2004年、所得割5.6%が8.45%にも跳ね上がっている状況であります。家族3人、所得250万円の国保加入者で、税負担では年間で園部町が6万750円。率にしますと、24.9%増えるものになります。八木におきましては3万1,650円、11.6%増額となります。日吉におきましては6万3,150円、率で26.1%、美山におきましては5万8,750円、率で23.8%増となります。軒並み負担増という状況であります。三つ目に、住民の

大幅負担増になります今回の所得割、8.45%などの税率引き上げは、国保運営協議会にも諮問もされず、合併協定事項でもないものであります。そして、そのうえ専決ということで、この議会にも事前に諮ることなく引き上げされたというものであります。全くもって不当と言えるものであります。四つ目に、またこの国民健康保険税の賦課期日は第8条で4月1日とされております。急を要し、議会を召集する暇がなかったとはいえないものであります。保険税引き上げ条例は、今3月議会においても可能なものであります。

以上、手続を無視して行われ、専決処分にあつてはふさわしくないものであります。また、議会の議決権をも損ない、住民に負担増を求める全くもって許せないものであります。よって、この二つの専決処分につきましては、採択承認することに反対することを、強く主張を表明して、反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

それでは、報告第2号について採決いたします。

議題のうち、まず条例第58号、南丹市参与設置条例及び条例第89号、南丹市国民健康保険税条例を除く233件について採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、条例第58号、南丹市参与設置条例及び条例第89号、南丹市国民健康保険税条例を除く233件については原案のとおり承認することに決しました。

次に、条例第58号、南丹市参与設置条例及び条例第89号、南丹市国民健康保険税条例の2件を一括して採決いたします。

条例第58号、南丹市参与設置条例及び条例第89号、南丹市国民健康保険税条例の2件について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立願います。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、条例第58号、南丹市参与設置条例及び条例第89号、南丹市国民健康保険税条例の2件については、原案どおり承認することに決しました。

これより、報告第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結します。

それでは、報告第3号について採決いたします。

報告第3号「専決処分の承認について（平成17年度暫定予算10件について）」は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、報告第3号「専決処分の承認について（平成17年度暫定予算10件について）」は、原案どおり承認することに決しました。

これより、報告第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

それでは、報告第4号について採決いたします。

報告第4号「専決処分の承認について（指定金融機関の指定について）」は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、報告第4号「専決処分の承認について（指定金融機関の指定について）」は、原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

それでは、報告第5号について採決いたします。

報告第5号「専決処分の承認について（収納代理金融機関の指定について）」は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、報告第5号「専決処分の承認について（収納代理金融機関の指定について）」は、原案どおり承認することに決しました。

これより報告第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

それでは、報告第6号について採決いたします。

報告第6号「専決処分の承認について（京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について）」は、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、報告第6号「専決処分の承認について（京都中部地区広域市町村圏協議会への加入について）」は、原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

それでは、報告第7号について採決いたします。

報告第7号「専決処分の承認について（介護認定審査会事務の委託について）」は、原案どおり承認することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、報告第7号「専決処分の承認について（介護認定審査会事務の委託について）」は、原案どおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

**午後 1 時 1 7 分 休 憩**

.....  
**午後 1 時 1 7 分 再 開**

**○議長（高橋 芳治君）** 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
**日程第 2 議案第 1 号・議案第 2 号・議案第 3 号・議案第 4 号・議案第 5 号・議案第 6 号・議案第 7 号・議案第 8 号・議案第 9 号・議案第 1 0 号・議案第 1 1 号・議案第 1 2 号・議案第 1 3 号・議案第 1 4 号・議案第 1 5 号**

**○議長（高橋 芳治君）** 日程第2、議案第1号から議案第15号までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中川市長。

**○市長（中川 圭一君）** ただいま、上程いただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、南丹市交通安全対策審議会条例の制定につきましては、交通安全

対策基本法第26条等の規定により、京都府交通安全計画に基づく南丹市交通安全計画（5ヶ年）を作成することが義務づけられておりますので、その諮問機関として、本審議会の設置を行い、協議会の運営等につきまして必要事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号、南丹市行政改革推進委員会条例の制定につきましては、これからの町づくりを進めていく上で、行財政基盤の強化と多様化及び高度化する市民ニーズに対し、適切に対応できる柔軟で効率的な行政執行体制の整備、確立が求められているところであり、南丹市として行政改革に取り組み、従前の手法による経費の削減や、事務事業の見直しのみにとどまらず、市民の皆さんと行政がお互いに知恵を絞りあい、行政の運営に広く市民の皆さんの意見を反映させるために本委員会を設置し、委員会の運営等につきまして必要事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号、南丹市特別職報酬等審議会条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づきまして、議会の議員、常勤の特別職及び非常勤の特別職の報酬等の額を定めるため本審議会を設置し、審議会の運営等につきまして必要事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第4号、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定につきましては、本市の公の施設に係ります管理の範囲は、地方自治体の出資法人等に限定して管理を委託することとされておりましたが、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度の導入により、公の施設に係る管理主体の範囲を民間業者等まで拡大されたことに伴い、地方自治法第244条の2第3項に定める本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関しまして、必要事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第5号、南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月より介護給付費の支給決定の仕組みを透明化、明確化をするために、市町村に審査会を設置し、支給決定等を行うこととされております。この審査会の設置は障害者自立支援法第15条に規定をされておりますが、その定数につきましては政令で定める基準により、市町村の条例で定めることとされておりますので、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号、南丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、南丹市八木中央幼児学園及び同東幼児学園の職員配置につきまして、幼保一元化の中で市庁部局の保育所職員と教育委員会部局の幼稚園職員を配置しておりますが、職員定数条例の規定上は教育委員会部局に配置をしておりましたので、今回この職員定数の配置を見直すため、本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年4月より南丹市において設置す

ることとなります。介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給認定審査会の委員並びに福祉事務所生活保護事務に係る嘱託医の報酬及び費用弁償につきまして、保健、医療、福祉の各分野での専門的知識を有する者を委嘱することとなるため、業務の専門性等に基づきまして、それぞれの委員等の報酬額を新たに定めるために、本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第 8 号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、南丹市八木町西田地内で建設工事を進めております、仮称南丹市八木カヌーハウスが竣工いたしますので、平成 18 年 4 月 1 日より市民の利用に供することを目的に、必要な規定の整備を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第 9 号、南丹市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第 8 号でご提案を申し上げました仮称南丹市八木カヌーハウスが竣工いたしますので、平成 18 年 4 月 1 日より市民の利用に供することを目的に、施設の位置づけ及び利用料等について必要な規定の整備を図るため、改正をしようとするものであります。

次に、議案第 10 号、南丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 18 年 4 月 1 日より精神障害者の医療の実施に係る法律が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律から障害者自立支援法に変更になるために、関係する法律及び条文等の整理を行う必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第 11 号議案、南丹市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例につきましては、ご承知のとおり 2 月 18 日をもって、市長職務執行者の任期が終了したことによりまして廃止するものであります。

次に、第 12 号議案、八木町老朽住宅除却促進事業分担金徴収条例を廃止する条例につきましては、この条例は旧八木町において施行されており、合併までに対象となる事象が発生した場合、年度末までに分担金を徴収する必要があるため、暫定施行例規として合併後も引き続き継続しているものです。しかしながら、この事業の対象となる事象が生じなかったことから、今年度末をもって廃止するものであります。

次に、第 13 号議案、美山町企業立地に関する条例を廃止する条例につきましては、議案第 12 号と同様に、暫定施行条例として 1 月 1 日合併以後、当該年度末までの間、中小企業への利子補給の申し込み等を継続するために、旧美山町条例を引き続き運用しておりますもので、平成 18 年 4 月 1 日からは、全市を対象とする制度へと移行いたしますことから、本年度末で廃止するものであります。

次に、第 14 号議案、介護認定審査会事務の委託についてであります。平成 18 年 1 月 1 日に専決処分により当該事務を京都府へ委託することといたしましたが、本来市が行うべき事務であり、合併後年度末までの暫定的な処置として委託していることから、

3月末日をもって事務の委託を廃止するものであります。

次に、第15号議案、京都中部広域消防組規約の変更につきましては、管理者団体である亀岡市において、平成18年4月1日から、収入役を置かずに、その事務を助役が兼掌するよう条例制定されたことを受けて、京都中部広域消防組規約においても、収入役は管理者に選出された市町の収入役をもって充てるとの規定を、収入役を置かずに副管理者がその事務を執行できるよう改正されるものです。併せて管理者が欠けた場合は、新たに管理者が選出されるまでの間、管理者であった市町の助役が引き続き、副管理者の職務を執行できるよう改正されるものです。これらの規約の一部改正により、組合事務が適正かつ効果的に運営されるものと考えられますので、議決を求めるものです。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。

何とぞ慎重審議、可決決定いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 提案者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第1号から議案第15号までについては、お手元に配布の議案付託表その1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月6、7、8日の間で、各常任委員会が開かれます。

各委員長は誠にご苦労さまですが、付託議案の審査について、よろしくご配慮を願います。

次の本会議は、3月9日再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

このあと、各常任委員長は委員会室にお集まりください。各常任委員会の日程調整等を行いますのでよろしくお願いいたします。

**午後1時29分散会**

---